

○ 市町村サービス一覧【藍住町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠の診断を受けた方に母子健康手帳を交付。妊婦が来庁できない場合、パートナーが代理申請できる。	本人確認書類が必要	○		こども家庭センター	692-0805	
2	金婚・ダイヤモンド婚記念品の贈呈	婚姻50周年、60周年の方に記念品と祝状の贈呈	該当の年の8月までに申請が必要	○		福祉課	637-3114	
3	保育所申込	パートナーの子どもが保育所に入所する際、同居かつ子どもを現に監護している場合、「養育する保護者」として申請できる。	パートナーの就労証明書等	○		福祉課	637-3114	
4	子育てのための施設等利用給付（無償化）	パートナーの子どもが認可外保育所等を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。	パートナーの就労証明書等	○		福祉課	637-3114	
5	認可外保育所入所児童の第3子以降に対する保育料助成	パートナーの子どもが認可外保育所を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。	パートナーの就労証明書等	○		福祉課	637-3114	
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	パートナーの子どもが学童を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。	パートナーの就労証明書等	○		福祉課	637-3114	